

令和3年5月3日

## 新型コロナウイルス感染症への今後の対応について

### I これまでの経緯

新規陽性者数は、3月以降、低い水準で推移していましたが、4月14日に100人を超えたため、翌15日、知事の初登庁後直ちに、対策本部会議を開催し、県民及び事業者の皆様に対して、感染防止対策の徹底を改めて要請しました。

4月15日、16日と100人を超える日が続きました。特に福岡市における増加が顕著（直近1週間の人口10万人当たりの数は、前週13.6人→22.1人）となり、感染経路を見ると、会食によるものが大幅に増加しました。

このため、4月19日、対策本部会議を開催し、県民に対しては、20日からの日中を含む不要不急の外出自粛を、福岡市内の飲食店等に対しては、22日からの営業時間の短縮を要請することを決定しました。

会議後、知事と福岡市長の緊急共同会見を行い、要請内容を発表し、県民及び事業者に対して協力を呼びかけました。

その後、4月22日、久留米市の新規陽性者数が過去最多の51人となり、特に会食によるものが大幅に増加しました。このため、同日直ちに対策本部会議を開催し、久留米市内の飲食店等に対し、25日からの営業時間の短縮を要請することを決定しました。

各地域の感染状況を毎日分析し、知事の会見やテレビ出演等を通じ、県民及び事業者に対して感染防止対策の徹底等を繰り返しお願いしてきました。5月1日には、知事、北九州市長、福岡市長、久留米市長、市長会長、町村会長の6者による緊急の会見を開き、ゴールデンウィークの5月9日までの間を「特別集中期間」とし、新型コロナウイルスの徹底的な封じ込めを呼びかける「緊急共同メッセージ」を発出しました。

4月20日以降の要請の効果については、感染してから発症するまでの期間を考慮すると、要請の10日から14日後の感染状況等により見極める必要があることから、新規陽性者の発生状況等を危機感を持って注視してきました。

このような中、新規陽性者数は、4月28日に過去最多の440人となり、29

日に337人、30日に305人と一時は減少傾向が見られたものの、要請から12日目に当たる5月1日には352人と再び増加に転じました。また、感染力が強いと言われている変異株の陽性者が約8割を占める状況となっています。

加えて、300人を超える新規陽性者の発生が続くと、病床使用率の大幅な上昇も懸念されることから、専門家の意見も伺った上で、県としてさらなる措置が必要であると判断しました。

このため、同日、知事から西村大臣に連絡をとり、まん延防止等重点措置を本県に適用するよう申し入れ、大臣からは、国としても福岡県は危機的な状況にあるとの認識を持っており、機動的に対処するとの話がありました。

まん延防止等重点措置の対象となる市町村や期間については、現在、国と協議を進めていますが、今後、国としての判断がなされ、本県にまん延防止等重点措置が適用されるまでには一定の期間を要することから、感染拡大を食い止めるため、まん延防止等重点措置と同等の措置を先んじて実施することとします。

なお、医療提供体制については、本日新たに病床を19床確保し940床に、そのうち、重症病床を新たに4床確保し136床に、それぞれ増床しました。また、宿泊療養施設は、5月7日に北九州市内に新たな施設を開設することにより、1,538室となります。

5月2日時点で、病床使用率は56.1%、重症病床使用率は26.5%となっており、直ちにひっ迫する状況にはありませんが、入院者数のピークは、新規陽性者数のピークから1～2週間程度遅れて来る傾向にあるため、決して予断を許さない状況です。

## II 県民・事業者に対する要請

県民及び事業者の皆様には、次のとおり協力を要請します。

なお、本県が、まん延防止等重点措置の区域とされた場合は、改めて要請内容や期間を定めて、協力を要請します。

## Ⅰ 県民への要請

区域：県内全域

期間：令和3年5月4日(火曜日) 0時から5月19日(水曜日)24時まで

### (1) 外出の自粛(特措法第24条第9項)

- ① 県内全域において、生活や健康の維持に必要な場合※を除き、日中も含め、不要不急の外出を自粛すること。

※ 生活や健康の維持に必要な場合の例

医療機関への通院、食料・医療品・生活必需品の買い出し、職場への必要な出勤、屋外での運動や散歩など

- ② 不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域等との往来は、厳に控えること。
- ③ 県内でも感染が拡大している地域との不要不急の往来は自粛すること。特に発熱等の症状がある場合は、外出や移動を控えること。
- ④ 営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りしないこと。

### (2) 基本的な要請

- ① 三つの密の回避やマスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の基本的な感染防止対策を徹底すること。
- ② 20代から30代の若年層においても感染拡大が見られ、重症化する事例もある。慎重かつ責任のある行動をすること。
- ③ 公共交通機関の利用においては、常にマスクを着用し、大声での会話を控えること。
- ④ 路上・公園等における集団での飲食など、感染リスクが高い行動は控えること。
- ⑤ 普段一緒にいない人との飲食は屋外でも控えること。(バーベキューなど)

### (3) 飲食店等利用時の要請

- ① 飲食店の利用は、少人数、2時間以内とすること。深酒をせず、会話の際は、マスクを着用し、大声を避けること。（個人宅等での会食を伴う集まりも含む）。
- ② 「感染防止宣言ステッカー」掲示店など、適切な換気が行われ、座席間の距離も十分で、飛沫の飛散防止（アクリル板等の設置など）等の感染防止対策が徹底されたお店を選ぶこと。
- ③ 高齢者の利用が多い、いわゆる昼カラオケ等でクラスターが発生している状況に鑑み、飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備を利用しないこと。  
（昼営業のスナック、カラオケ喫茶等における設備の利用自粛等を想定しており、カラオケボックスは対象外。カラオケボックスでカラオケ設備を利用する場合は、マスクの着用を徹底すること。）

## 2 飲食店等への要請（特措法第24条第9項）

区域：①福岡市、久留米市

②福岡市、久留米市以外の県内全域

期間：令和3年5月6日（木曜日）0時から5月19日（水曜日）24時まで

### （1）営業時間短縮の要請

<対象>

・飲食店、喫茶店（特措法施行令第11条第14号）

※ 宅配、テイクアウトサービスを除く。設備を設けて客に飲食をさせる営業を行う露店営業(屋台)は含む。

・遊興施設（特措法施行令第11条第11号）のうち、食品衛生法上における飲食店営業の許可を受けている飲食店

※ ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設に該当する場合は、営業時間短縮要請の対象から除く。

<内容>

① 福岡市、久留米市

・営業時間を5時から20時までの間とし、酒類については、提供時間を

11時からとし、オーダーストップは19時までとすること。  
(もともとの営業時間が、5時から20時までの間である施設(店舗)は対象外)  
※5月5日までは従前の取扱いのとおりとする。

② 福岡市、久留米市以外の県内全域

・営業時間を5時から21時までの間とし、酒類については、提供時間を11時からとし、オーダーストップは20時までとすること。  
(もともとの営業時間が、5時から21時までの間である施設(店舗)は対象外)

【協力金の支給について】

- 【第6期】令和3年5月6日(木曜日) 0時から5月19日(水曜日)24時まで、営業時間短縮に協力した事業所には協力金を支給する。
- 支給額
  - ①福岡市・久留米市
    - ・中小企業:売上高に応じて1日3万円~10万円
    - ・大企業(中小企業も選択可):売上高減少額に応じて1日最大20万円
  - ②福岡市・久留米市以外の県内全域
    - ・中小企業:売上高に応じて1日2.5万円~7.5万円
    - ・大企業(中小企業も選択可):売上高減少額に応じて1日最大20万円
- 申請受付期間  
5/20~6/19(電子申請及び郵送申請)

(2) カラオケ設備の取扱い

飲食を主として業としている店舗において、カラオケを行う設備を提供している場合、当該設備の利用を自粛すること。

(昼営業のスナック、カラオケ喫茶等における設備の利用自粛等を想定しており、カラオケボックスは対象外)

(3) その他の要請

- ① 従業員に対する検査を受けることを勧奨すること。
- ② 入場者の感染防止のための整理及び誘導をすること。
- ③ 発熱、その他の症状のある者の入場を禁止すること。
- ④ 手指の消毒設備を設置すること。
- ⑤ 事業所を消毒すること。
- ⑥ 入場者へのマスク飲食を周知すること。

- ⑦ 正当な理由なくマスク飲食等の感染防止措置を講じない者の入場を禁止すること。
- ⑧ 少人数、滞在時間を2時間以内とするよう利用客に促すこと。
- ⑨ 換気や座席間の距離の確保、飛沫の飛散防止に有効なアクリル板等の設置など、業種別ガイドラインに従った感染防止策の徹底と「感染防止宣言ステッカー」の掲示等により、取組みを実施している旨を明示すること。

### 3 集客施設への働きかけ

区域：①福岡市、久留米市

②福岡市、久留米市以外の県内全域

期間：令和3年5月6日(木曜日) 0時から5月19日(水曜日) 24時まで

不要不急の外出自粛を徹底すること及び施設に人が集まり、飲食につながることを防止する必要があること等から、飲食店以外の次の施設(特に大規模な集客施設)に対し、営業時間の短縮や入場整理等の働きかけを行う。

#### (1) 営業時間短縮の働きかけ

<対象> (新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条)

- ・劇場、観覧場、映画館又は演芸場(第4号)
- ・集会場又は公会堂(第5号)
- ・展示場(第6号)
- ・物品販売業を営む店舗(1,000㎡超。食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。)(第7号)
- ・ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)(第8号)
- ・運動施設、遊技場(第9号)
- ・博物館、美術館又は図書館(第10号)
- ・遊興施設(第11号)のうち、食品衛生法上における飲食営業の許可を受けていない施設
- ・サービス業を営む店舗(1,000㎡超。生活必需サービスを除く。)

<内容>

①福岡市、久留米市

営業時間を5時から20時までの間とし、酒類の提供を11時から19時までとすること。

②福岡市、久留米市以外の県内全域

営業時間を5時から21時までの間とし、酒類の提供を11時から20時までとすること。

(2) その他の働きかけ

- ・劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）、運動施設又は遊技場及び博物館、美術館又は図書館については、人数上限5,000人、かつ、収容率の上限を50%以下とすること。
- ・業種別ガイドラインに従った感染防止対策を徹底すること。
- ・入場者の感染防止のための整理及び誘導すること。

4 事業者等への要請

区域：県内全域

期間：令和3年5月4日（火曜日）0時から5月19日（水曜日）24時まで

(1) 高齢者施設等に対する要請

高齢者施設等におけるクラスターの発生が続いているため、施設における基本的な感染防止対策を再確認するとともに、以下の取組みを積極的に進めること。

- ・ 県等が実施している高齢者施設職員等を対象としたPCR検査事業を活用し、職員の受検を促すこと。
- ・ 管理者は、日頃から職員の健康管理に留意するとともに、職員が職場で体調不良を申しやすい環境づくりに努めること。
- ・ 職員に発熱等の症状が認められる場合は、当該職員が出勤しないよう徹底すること。
- ・ 通所介護事業所等の利用者に対する健康状態の確認や、マスク着用、手指消毒などの感染防止対策の徹底を図ること。
- ・ 施設で陽性者が出た場合に備え、国や県が作成した動画等を活用し、職員に対する研修を行うこと。
- ・ 陽性者が出た場合には、施設のゾーニングや介助時の留意点等に関し

て感染症専門医等からの指導・助言を受け、適切に対処すること。

## (2) 職場への出勤等

- ① 「出勤者の7割削減」を目指すことも含め、接触機会の低減に向け、在宅勤務(テレワーク)を徹底すること。
- ② 出勤が必要となる職場でも、時差出勤やローテーション勤務等を強力に推進すること。
- ③ 職場においては、業種別ガイドラインに従った感染防止のための取組み※を行い、三つの密や「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を回避すること。特に、職場での「居場所の切り替わり」(休憩室、更衣室、喫煙室等)に注意するよう周知すること。

※ 手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状がみられる職員の出勤自粛、出張による職員の移動を減らすためのテレビ会議等の活用等

## (3) 学校等の取扱い

授業・学校行事・部活動等において感染防止対策を徹底するとともに、児童・生徒・学生等への注意喚起も徹底するよう要請する。

## 5 催物(イベント等)の取扱い

区域: 県内全域

期間: 令和3年5月6日(木曜日) 0時から5月19日(水曜日) 24時まで

※5月5日までは従前の取扱いのとおりとする。

### (1) 催物(イベント等)について

参加人数の制限の遵守や入場整理(規制入退場、動線管理、雑踏警備等)の強化などにより、密集回避・感染防止策を徹底すること。

### (2) 催物(イベント等)の開催制限

内容: 別添のとおり

<概要>



① 大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合

収容率の上限 100%以内

人数上限 5,000人

※ 収容率と人数上限でどちらか小さい方。

② 大声での歓声、声援等が想定される場合等

収容率の上限 50%以内

人数上限 5,000人

※ 収容率と人数上限でどちらか小さい方。

③ 地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等

人と人との間隔(1m)を設けることとし、当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること。

## 6 県有施設及び県主催イベントの対応について

### (1) 県有施設

上記3と同様の取り扱いとする。

### (2) 県主催イベント

上記5と同様の取り扱いとする。

なお、上記の対応状況は、県のホームページに随時掲載する。